

# 計 画 書

## 大阪都市計画道路の変更（市決定）

1. 都市計画道路中、一等大路第1類第1号桜島守口線（大阪市域）を廃止する。
2. 都市計画道路に3・1・39 桜島東野田線を次のように追加し、一等大路第3類第3号北野都島線ほか4路線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	車線の数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・1・39	桜島 東野田線	大阪市 此花区 北港一 丁目地 内	大阪市 都島区 東野田 町四丁 目地内	大阪市 北区梅 田一丁 目地内	約 10,580m	地表式	6 車線	40m	尼崎平野線及び御堂筋線と立体交差  自動車専用道と立体交差4箇所  阪神電鉄西大阪線、地下鉄千日前線、JR東西線、阪神電鉄本線、JR大阪環状線、地下鉄四つ橋線、地下鉄御堂筋線、地下鉄谷町線及び地下鉄堺筋線と立体交差  幹線街路22箇所と平面交差
										なお、大阪市福島区海老江一丁目地内に野田阪神交通広場を設ける。
備考	野田阪神交通広場面積 約 3,500 m <sup>2</sup>									

幹線街路	3・3・44	北野 今市線	大阪市 北区豊 崎三丁 目地内	大阪市 旭区今 市二丁 目地内	大阪市 城東区 内代町 一丁目 地内	約 6,890m	地表式	4 車線	27m	御堂筋線と立体交差 自動車専用道と立体交差 2 箇所 地下鉄御堂筋線、JR 京都線、地 下鉄谷町線及び阪急電鉄千里線と 立体交差 幹線街路 14 箇所と平面交差			
幹線街路	3・3・41	難波 住吉線	大阪市 中央区 難波三 丁目地 内	大阪市 住之江 区西住 之江四 丁目地 内	大阪市 西成区 岸里一 丁目地 内	約 7,700m	地表式	4 車線	27m	自動車専用道と立体交差 2 箇所 地下鉄御堂筋線、地下鉄四つ橋 線、JR 大阪環状線、JR 関西本線 及び南海電鉄汐見橋線と立体交差 平面街路 10 箇所と平面交差			
											車線数の内訳		約 1,580m
													約 110m
													約 6,010m
幹線街路	3・2・43	生玉 片江線	大阪市 天王寺 区生玉 前町地 内	大阪市 生野区 小路東 三丁目 地内	大阪市 生野区 桃谷二 丁目地 内	約 4,230m	地表式	4 車線	30m	地下鉄谷町線、JR 大阪環状線及 び地下鉄千日前線と立体交差 幹線街路 7 箇所と平面交差			

幹線街路	3・3・45	九条 深江線	大阪市 西区千代崎一丁目地内	大阪市 東成区深江南一丁目地内	大阪市 中央区松屋町地内	約 7,150m	地表式	4 車線	27m	自動車専用道と立体交差 2 箇所  地下鉄長堀鶴見緑地線、地下鉄千日前線、地下鉄四つ橋線、地下鉄御堂筋線、地下鉄堺筋線、地下鉄谷町線、JR 大阪環状線及び地下鉄今里筋線と立体交差  幹線街路 15 箇所と平面交差				
											車線の数の内訳		6 車線	約 2,830m
													4 車線	約 3,940m
													3 車線	約 380m
幹線街路	3・3・46	芦原 杭全線	大阪市 浪速区塩草三丁目地内	大阪市 東住吉区桑津一丁目地内	大阪市 天王寺区大道一丁目地内	約 5,000m	地表式	4 車線	27m	自動車専用道と立体交差 1 箇所  JR 関西本線（2 箇所）、地下鉄四つ橋線、地下鉄御堂筋線、南海電鉄高野線、地下鉄堺筋線、地下鉄谷町線及び JR 大阪環状線と立体交差  平面街路 12 箇所と平面交差				
備考														

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

少子高齢化の急速な進展と自動車交通量の減少など、安定型・成熟化社会に移行するなかで、今日の社会・経済状況の変化をふまえて策定した「長期未着手の都市計画道路の見直し方針」にもとづき、道路ネットワークの確保、都市防災性の向上、安全・円滑な通行機能の確保並びに路線ごとの個別特性の4つの視点からの必要性の検証を行った結果、本案のとおり都市計画道路を変更するものである。

( 参 考 )

● I・1・1 桜島守口線

・廃止 延長 L=約 14,880mのうち大阪市域内約 14,740m

● 3・1・39 桜島東野田線

・追加 延長 L=約 10,580m

● 3・3・44 北野今市線

・名称の変更 I・3・3 北野都島線→3・3・44 北野今市線

・終点の変更による延長の変更 L=約 3,810m→約 6,890m

・現道幅員への変更 計画幅員 40m→27m

《都市計画の廃止に係る土地の区域》

大阪市 都島区 東野田町四丁目、中野町三丁目、都島南通一丁目、  
都島南通二丁目、都島中通一丁目、  
都島中通二丁目、都島中通三丁目、  
都島本通四丁目、都島本通五丁目、  
内代町一丁目、内代町二丁目

旭区 大宮一丁目、大宮二丁目、大宮三丁目、  
大宮四丁目、太子橋一丁目、今市一丁目、  
今市二丁目、千林二丁目、森小路一丁目、  
森小路二丁目、高殿三丁目、高殿四丁目、  
高殿六丁目、高殿七丁目

城東区 野江三丁目、野江四丁目、成育四丁目、  
成育五丁目

《都市計画の変更に係る土地の区域》

大阪市 都島区 都島本通三丁目、都島本通四丁目、  
都島本通五丁目、都島北通一丁目、  
都島北通二丁目、内代町一丁目、内代町二丁目

旭区 大宮一丁目、大宮二丁目、大宮三丁目、  
大宮四丁目、太子橋一丁目、今市一丁目、  
今市二丁目、千林二丁目、森小路一丁目、  
森小路二丁目、高殿三丁目、高殿四丁目、  
高殿六丁目、高殿七丁目

城東区 野江三丁目、野江四丁目、成育四丁目、  
成育五丁目

● 3・3・41 難波住吉線

- ・名称（番号）の変更 I・1・5→3・3・41
- ・起点の変更による延長の変更 約7,670m→約7,700m
- ・現道幅員への変更 計画幅員 40m→31～40m

《都市計画の変更に係る土地の区域》

大阪市 中央区 難波三丁目、難波四丁目、難波五丁目  
浪速区 難波中一丁目

● 3・2・43 生玉片江線

- ・名称の変更 I・2・4 難波片江線→3・2・43 生玉片江線
- ・起点の変更による延長の変更 L=約5,460m→約4,230m

《都市計画の廃止に係る土地の区域》

大阪市 中央区 高津三丁目、難波千日前、難波三丁目、  
難波四丁目、難波五丁目、日本橋二丁目  
天王寺区 生玉町、下寺町一丁目

● 3・3・45 九条深江線

- ・名称（番号）の変更 I・3・6→3・3・45
- ・現道幅員への変更 計画幅員 40m→24～27m

《都市計画の変更に係る土地の区域》

大阪市 東成区 大今里三丁目、大今里四丁目、大今里南一丁目、  
大今里南二丁目、大今里南三丁目、  
大今里南四丁目、大今里南五丁目、  
大今里南六丁目、神路四丁目、深江南一丁目

● 3・3・46 芦原杭全線

- ・名称（番号）の変更 I・3・8→3・3・46
- ・現道幅員への変更 計画幅員 27m→22～24m

《都市計画の変更に係る土地の区域》

大阪市 天王寺区 逢坂二丁目、茶臼山町  
浪速区 恵美須東一丁目

(23頁、25頁～28頁、31頁～36頁図面参照)